国立感染症研究所事件―バイオハザードの危険性（宿題）

地域生態システム学科３年　　竹島　一恵

○何故戸山地区に感染研を建てたのか。

厚生労働省組織令（昭和27年政令第377号）95条に基づき設置された研究所。厚生省組織規定70条により感染研は東京都に置くこととされていました。

感染研は現東京大学医科学研究所→品川区上大崎→武蔵村山（一部筑波医学実験用霊長類センター）→現在の戸山地区に至る。

何故戸山地区に建設したのかは分かりませんでした。が、感染研は東京都内を転々としてきたことが分かりました。

○Ｘらの申し立てた上告・上告受理の内容

高裁の判決文を読みましたが書いてありませんでした。

○この判決でＹに対する立証責任が認められなかった理由

今までに被告に対する立証責任は認められていない（ごめんなさい）

伊方原子力発電所事件では

（略）立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである」と判示し、

立証責任の所在についての原則は維持しつつ、被告側の情報の独占を立証責任の配分に事実上反映させるものとして注目される。

[大系　環境・公害判例５　原子力　　ⅡバイオハザードP159〜160]

後半の文章を読み飛ばしていました。先週立証責任が認められた例として伊方原子力発電所事件を挙げましたが実際は認めておらず、他の原子力発電所やバイオハザードに関する事件（女川原発訴訟・理化学研究所P4施設事件など）でも認められていませんでした。よってその慣例にならって国立感染症事件でも被告Y（国）に対する立証責任があるというXらの主張が認められませんでした。